北九州市監査公表第4号平成23年4月8日

北九州市監査委員大 庭 清 明同大 津 雅 司同長 野 敏 彦同新 上 健 一

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

なお、この監査は、監査委員 大庭 清明、同 大津 雅司、同 長野 敏彦、同 加来 茂幸(平成23年3月9日辞任)、同 新上 健一(平成23年3月10日就任)により行った。

平成 22 年度行政監査結果報告書 包括外部監査のフォローアップについて

平成 23 年 3 月 北九州市監査委員

目 次

第	1	監査の概要	•••••	• • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	3
	1	監査のテーマ	•			• • • • • • • • • • •		3
	2	監査の目的	•••••	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • •	3
	3	監査の対象				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
	4	監査の着眼点	**			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
	5	監査の方法				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
	6	監査の期間	••••••	•••••	• • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •	4
第	2	包括外部監査	査制度につい	て	• • • • • • • • • • •	•••••	• • • • • • • •	4
	1					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		4
	2					• • • • • • • • • •		4
	3					•••••		4
	4					• • • • • • • • • •		4
	5	監査結果のと	〉表 ······	•••••	• • • • • • • • • •	•••••	•••••	4
第	3	包括外部監査	査の結果に対	する措置に	こついて …	• • • • • • • • • •	• • • • • • • •	5
	1	地方自治法の)措置状況に	関する規定	Ē ••••••	• • • • • • • • • •	• • • • • • • •	5
	2	措置状況の記	調査結果・	• • • • • • • •	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	5
第	4	監査委員監査	ဋの必要性	•••••	• • • • • • • • • •	•••••	•••••	6
第	5	措置状況 ·	• • • • • • • • • •	• • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •	6
	1	外部監査人の)指摘等に従	い、又は起	図旨を踏まえ	.是正改善措置	量が終わっ	
		ているもの(3	3 2 件) ····	• • • • • • • • •	• • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • •	6
	2	外部監査人の)指摘等に従	い、又は起	図旨を踏まえ	.是正改善措置	量が進めら	
		れているもの((32件)…	• • • • • • • •	• • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • •	12
	3	外部監査人の	D意見に従い	、又は趣旨	旨を踏まえ是	正改善措置の)検討が進	
		められているも	5の(17件	:)			• • • • • • •	18

第	7	むすび ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
	3	事務改善について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	2	制度の見直しについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	1	規程等の遵守について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第	6	監査の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
		(4) 	21
	J	(4件)····································	27
	5		
		(33件)	21
		がら、今後、是正改善措置を検討していくこととしているもの	
	4	現状どおり実施していくが、社会情勢の変化や国の動向等を勘案しな	

第1 監査の概要

1 監査のテーマ包括外部監査のフォローアップについて

2 監査の目的

包括外部監査について、制度が始まった平成11年度から平成20年度までの「監査の結果に関する報告」(以下「指摘」という。)及び「指摘に添えて提出された意見」(以下「意見」という。)に対する措置状況の実態を調査して、包括外部監査のフォローアップを監査委員が行い、業務の適正化や効率化を図り、併せて、包括外部監査の実効性の向上に資することを主な目的とする。

3 監査の対象

- (1)契約室、企画文化局、総務市民局、財政局、保健福祉局、子ども家庭局、環境局、産業経済局、建設局、建築都市局、港湾空港局、水道局、病院局、教育委員会
- (2)監査事務局が調査した、平成11年度から平成20年度までの包括外部監査の結果(「指摘」321件、「意見」521件)に対する、平成21年度時点の措置状況に係る資料を基に、「未措置」の118件を対象に監査を行った。

4 監査の着眼点

法適合性(合規性)のほか、経済性、効率性及び有効性の観点から、次のとおり着眼点を定め監査を行った。

- (1)「指摘」及び「意見」に対する措置が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)「指摘」及び「意見」に対する措置が、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に執行されているか。

5 監査の方法

平成21年度までの調査で回答を得ている「未措置」の118件に対する「指摘」及び「意見」について、所管課に平成22年度現在の措置状況及び挙証資料等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により調査を行った。

6 監査の期間

平成22年5月6日から平成23年3月16日まで

第2 包括外部監査制度について

1 制度の導入

包括外部監査の制度は、地方制度調査会の「監査制度の改革に関する答申」 (平成9年2月24日)を受け、地方自治法(昭和22年法律第67号)の改正 (平成9年6月4日公布)により創設(第2編、第13章、第2節に規定)され たもので、外部監査契約に基づき外部監査人が監査を行う制度である。

導入の趣旨は、監査機能の専門性・独立性の強化及び監査機能に対する住民の信頼性を高めることにある。

2 包括外部監査契約

毎会計年度、契約を締結し、特定のテーマについての財務監査を行うもので、 都道府県、政令市、中核市は平成11年4月1日から義務付けられている。

また、財政援助団体等を対象とする場合は、条例で定める必要がある(本市は平成11年に制定している)。

3 包括外部監査人

包括外部監査人として契約できる者は、弁護士、公認会計士、国・地方公共 団体に従事した者で政令で定める者及び税理士(契約を円滑に締結する等のため必要と認めるとき)である。

また、包括外部監査人は、監査の事務を他の者に補助させることができる。

4 契約の締結

契約の締結においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議 決を経なければならない。

同一の者との契約は、連続して3回まで契約できることとしている。

契約に掲げる事項は、包括外部監査契約の期間の始期、監査に要する費用の額の算定方法などであり、契約を締結したときは、直ちに告示しなければならない。

5 監査結果の公表

監査契約期間内に、監査結果の報告を、議会、長、監査委員、関係委員会に

提出し、監査委員は、監査結果及びそれに対する措置状況を公表しなければならない。

第3 包括外部監査の結果に対する措置について

1 地方自治法の措置状況に関する規定

地方自治法第252条の38では、「指摘」があった場合において、監査の結果に基づき、又は結果を参考として措置を講じたときは、監査委員に通知し、 監査委員は公表しなければならないと規定している。

また、同条は、「意見」を提出することができる旨規定しているものの、その 措置状況の公表までは求めていないが、本市においては、平成18年度から 「意見」に対する措置状況についても公表している。

2 措置状況の調査結果

本市の平成11年度から平成20年度までの、包括外部監査の「指摘」及び「意見」の合計は842件におよぶ。

それに対し、平成21年度時点の措置状況は、86.0%の724件が「措置済」であり、残る118件が「未措置」であった。

年度別の状況は、以下のとおりである。

包括外部監査指摘・意見及び措置状況(措置状況は平成 21 年 12 月現在)

テーマ (数字は監査年度)	指摘及び意見 件数	措置済	未措置
平成9年度及び平成10年度の貸付金の貸	指摘 10 件	10	0
付け及び回収手続の合規性について	意見 21 件	17	4
北九州市水道局における上水道事業会計に	指摘 13 件	12	1
ついて	意見 13件	9	4
公の施設の管理運営について	指摘 45 件	45	0
公の施設の官珪建当にプロで	意見 34 件	31	3
補助金等について	指摘 36 件	35	1
補助並寺に ブバ し	意見 37件	32	5
環境施策に関する事務の執行について	指摘 7件	7	0
環境施泉に関する事務の執行に Jいて	意見 37件	33	4
学術研究都市の施設整備及び管理運営にか	指摘 23 件	23	0
かる事務事業	意見 50件	50	0
病院事業	指摘 18件	17	1
例	意見 29件	24	5
委託料に関する事務の執行	指摘 128 件	128	0
	意見 67件	58	9
北九州市職員厚生会について	指摘 5件	5	0
11.711円職員序主云に フいて	意見 21 件	19	2
エルズ声光について	指摘 6件	5	1
下水道事業について	意見 37 件	24	13
北九州市の港湾事業について	指摘 6件	5	1
46ルパリのだ得争素にフいて	意見 30 件	21	9

	7/11/	指摘 3件	3	0
北九州市の港湾事業の関連国	11体について	意見 12 件	10	2
ルカ州主の山次田はについ		指摘 4件	4	0
北九州市の出資団体についる		意見 34 件	30	4
北九州市の「保育事業の運営管理」につい て		指摘 9件	9	0
		意見 65 件	36	29
市営住宅事業および市が出資	市営住宅事業および市が出資する団体(北 九州市住宅供給公社)の財務事務について		4	4
九州市住宅供給公社)の財務			18	16
	合計	指摘	97.2%	2.8%
		321	312	9
		意見	79.1%	20.9%
		521	412	109
		計	86.0%	14.0%
		842	724	118

第4 監査委員監査の必要性

今回、行政監査として、包括外部監査のフォローアップを監査委員が行い、是正 改善措置が進んでいないものについて指摘することにより、包括外部監査の実効性 の向上が図られると判断し、平成22年度の行政監査は、「包括外部監査のフォロー アップについて」をテーマとして実施した。

第5 措置状況

今回調査した、平成11年度から平成20年度までの包括外部監査の「指摘」及び「意見」に対し、平成21年度現在で「未措置」であった118件に対する市の措置状況については、次表のとおりである。

1 外部監査人の指摘等に従い、又は趣旨を踏まえ是正改善措置が終わっているもの(32件)

(指摘)及び (意見)の内容	措置の状況			
上水道事業会計について(平成11年度)	平成21年度末に関係条例を改正し、平成2			
「量水器の減価償却の取り扱いが経理処理上不適	2 年度当初から減価償却の方法を取替法から			
切」	定額法に変更し施行している。(水道局・経			
	理課)			
病院事業(平成15年度)	廃棄(除却)漏れが生じないよう器械備品を			
「固定資産の廃棄(除却)漏れをなくすために	廃棄する際には、病院事務局の立会いを徹底			
は、現場からの廃棄報告の徹底を図る措置をとるこ	するなど事務の見直しを行った。また、更新			
とが必要であると考える。」	物件については、旧器の撤去状況を新器の納			
	品検収報告書で報告するよう事務の見直しを			
	行った。(病院局・総務課)			

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「北九州市公有財産管理規則第36条第3項(台帳価格)において、修繕または模様替え等により当初財産の価値が増減したときは、その増減額を台帳記載価格に加減した額とする旨が定められているが、現状では取得時に支出した金額でしか把握されていない。同条項にしたがった処理を行う必要がある。」

新地方公会計制度に準拠した資産台帳整備に 係るデータ作成について、平成20年度末、 財政局財産活用推進課から依頼を受け、作 成・提出した。(建築都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「未利用市有地については、正確かつ網羅的に把握し、利用見込み状況を確認したうえで、必要に応じて普通財産へ適時に用途変更処理し、リスト化して財政局財産活用推進課へ提出する必要がある。」

平成22年度、予算計上、未利用地活用担当 係長、職員を配置し事務処理を行っている。 (建築都市局・住宅管理課)

公の施設の管理と運営について(平成12年度)

「市営住宅滞納整理事務は、効率性経済性の観点から、債権分類に応じた事務処理の検討が必要である。」

平成21年度から団地別分類に加えて、契約解除送付、即決和解、明渡訴訟など状況ごとに分類し、それぞれに応じた事務処理を行っている。(建築都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「債権については、貸付からの経過年数、債務者 の滞納の有無、滞納がある場合には、滞納発生から の経過年数や弁済状況、債務者の経済状況等を考慮 して、債務者ごとの回収可能性を数段階に分けてグルーピングし、そのグループごとの債権残高(収入 未済額と未調定額)にそれぞれ過年度の同種債権の 回収実績率を乗じるなどの手続により、回収キャッシュフローのより精度の高い見積もりを行う必要が ある。」

滞納の状況に応じて債務者を数段階に分けて グルーピングし、各段階によって債権回収事 務の手法を変えて管理している。(建築都市 局・住宅管理課) 公の施設の管理と運営について(平成12年度)

「市営住宅の退去跡修繕費滞納整理事務と使用料 徴収事務を一元的に行ってはどうか。」

管理代行制度の導入に伴い、住宅供給公社で 一元的に行うこととし、その旨協定書に明記 している。(建築都市局・住宅管理課)

公の施設の管理と運営について(平成12年度)

「市営駐車場の有効活用測定方法は、社会情勢の 変化に応じて測定可能な運営目標により行うべきで ある。」

総収入をベースとした修正回転率、周辺道路 の渋滞や違法駐車の状況、民間駐車場の立地 状況などを含めて、総合的に目的達成度を把 握している。(建築都市局・都市交通政策 課)

補助金等について(平成13年度)

「財団法人自治体国際化協会外国青年招致負担金 に関し、繰越金が多額であり、北九州市の会費につ いて、見直す時期がきている。」

関係地方自治体等と改善を要望した結果、平 成22年度に「外国青年招致事業に係る会費 に関する規則」が改正され、団体割会費を軽 減している。(企画文化局・国際政策課)

病院事業(平成15年度)

「医療事務関係業務を分割し、それぞれ競争入札 とするよう検討することを提案する。」

平成23年度契約分から、医療事務関係業務 を一括して指名競争入札を行っている。(病 院局・業務課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「市公園施設の管理等、市と(財)北九州市都市 整備公社の一体的な事務手続について、見直す必要 がある。」

有料公園については全て指定管理者制度を導 入し、残りの無料公園の維持管理業務につい ては、平成22年4月より市の直営化とし、 競争性のある契約により民間事業者に委託し ている。(建設局・公園管理課)

出資団体について(平成18年度)

「一般公園の維持管理業務については、(財)北|競争性のある契約により民間事業者に委託し 九州市都市整備公社だけでなく、民間業者を含めた 競争入札を行って委託業者を決定し、経費の削減に 努めるべきである。」

平成22年4月より業務を市の直営化とし、 ている。(建設局・公園管理課)

下水道事業について(平成17年度)

「下水道事業について、比較的類似していると思 われる政令市と比較分析した経営分析値を基に、目 標を設定し、それに向けた経営改善をしていくべき である。」

「下水道事業中期経営計画(平成22~26年 度)」において、計画期間中に推進する事業ご とに数値目標の設定を行っている。(建設 局・下水道経営課)

下水道事業について(平成17年度)

「委託契約の入札における競争性、透明性の確保 について、入札制度の改善策について検討された ر ۱۱

随意契約における「公募方式」の導入などに より、委託業務の競争性、透明性の確保を図 っている。(契約室)

港湾事業について(平成18年度)

「臨海土地造成事業について、竣工済土地の原価 計算を行い、竣工済土地の販売価格の決定に当たっ ての参考情報とする必要がある。」

港湾整備特別会計の経営健全化策検討にあたり、地区ごとの将来的な収支を分析するために、一定の考え方に基づき、未竣工地を含む分譲用地の造成原価を算出している。(港湾空港局・立地促進課、計画課)

港湾事業について(平成18年度)

「公有財産管理システムについて、登載必須事項 として取得価格や登記事項の有無を記録することを 今後義務付けるべきである。」

「登載必須項目以外の項目についても、管理上必要と思われる項目の取捨選択を検討することが望まれる。」

平成22年3月30日付、財産活用推進課長名で、「公有財産管理システム入力時の注意事項について」という通知を出し、地方公会計制度の立場から必要な項目を必須項目、原課の財産管理上必要と思われる項目を任意項目、個人情報の保護等の観点などから、入力不可とする項目に分類し、登録状況の整合性を図っている。(財政局・財産活用推進課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 公立直営保育所と民間認可保育所との人件費比較 について

正規職員の過員の解消と臨時職員の活用余剰人員の公立直営保育所への配置

「公立直営保育所の民間認可保育所より高い人件費 について、臨時職員の活用、予備保育士の廃止、正 規職員の過員の解消などを促進し、民間認可保育所 と同様、効率的な保育業務を実施するよう努められ たい。」 直営保育所については、平成21年度より、 保育士を「子ども総合センター」や「区役所 子ども・家庭相談コーナー」に配置するとと もに、予備保育士についても、臨時職員化を 図っている。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 「認可外保育施設について、把握体制について、 消防局等の他の部局との協力体制を構築すべきと考 える。」

消防局から情報を入手し、認可外保育施設の 所在等の確認に活用している。(子ども家庭 局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 「指摘事項のある法人・施設については、翌年 度、必ず実地監査を実施すべきである。」

指摘事項のある法人・施設のうち、翌年度も 実地指導が必要と思われる場合には、連続し て実地監査を行っている。(保健福祉局・監 査指導課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 「連続同様な指摘事項を受けた法人・施設につい ては、厳しい指導・措置で望む必要がある。」

指導監査にあたっては個別の事情も考慮した 柔軟かつ継続的な指導を行っている。(保健 福祉局・監査指導課) 市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ│平成22年度募集からは、母子、高齢者を対 いて(平成20年度)

「住宅困窮者向け住宅とあき家待ち向け住宅との 募集内訳配分の調整に際しては、住宅困窮者向け住│都市局・住宅管理課) 宅の募集戸数を増やすことにより、入居率を上げる ことができると考えられる。」

象とした困窮者募集戸数の割合の増加を行う 等、入居率を上げる努力をしている。(建築

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ|平成22年2月募集より、資格案内書に前年 いて(平成20年度)

降に日雇い労働や事業等を開始した者に対して収支 | の所得額証明書を添付するよう追加記載して 明細書だけでなく前年分の所得額証明書を求めるよしいる。(建築都市局・住宅管理課) う、資格案内書の記載に追加すべきである。」

1月2日以降に日雇い労働や事業等を開始し 「収入を証明する書類について、前年1月2日以一た者に対して、収支明細書だけでなく前年分

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ│「住宅使用料徴収猶予申請書」等の整備、改 いて(平成20年度)

「北九州市営住宅条例には家賃の徴収猶予につい | 課) ても規定しているが、実際には徴収猶予の承認は行 われておらず、制度を規定どおりに運用できるよう に、申請書類の記載項目の追加・申請受理時のフロ -の変更などの改善が必要である。」

善を行っている。(建築都市局・住宅管理

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ いて(平成20年度)

「家賃減免認定における長期療養者の扱いについ」で、控除すべき費用の額が確定できる申請者 て、長期の病気療養により支出が生じている場合 に、北九州市営住宅条例等の規定によれば、この支 出を控除した後の収入により減免の可否を判定する ことになっているが、これがなされておらず、運用 上必要な整理を行った上で条例等に従った処理を行 う必要がある。」

長期療養による支出が生じ、内容、期間や療 養費用について証明できる書類の提出が可能 には、控除を行うよう措置している。(建築 都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ│市営住宅の建替計画は、平成22年3月に策 いて(平成20年度)

「建替計画については、短期的、中長期的、長期 的な観点を取り入れながら、優先順位等にも配慮し て方針の策定・実行をはかることが望まれる。」)

定した、「北九州市公営住宅等長寿命化計 画」の中で、「 居住水準の向上」「 低炭 素型社会の実現(ストックの有効活用)」 「 建築年別構造別ストックの状況」」「 バランスのとれた地域社会の形成」「 住宅 セーフティネットの確保」を基本方針とし て、中短期の具体計画を定め事業に取り組ん でいる。(建築都市局・住宅整備課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「社会福祉法人北九州市福祉事業団の保育事業に かかる当期活動収支差額か、当期資金収支差額を人 件費の上乗せ補助金金額から削減すべきである。」

上乗せ補助金は平成22年度より全廃してい る。(子ども家庭局・保育課)

病院事業(平成15年度)

「管理者の任期を原則として4年とする法の趣旨 に照らし、管理者の任期について、配慮が望まし ر ۱۱

管理者については、任期にとらわれることな く、病院事業の経営者として最適な人材を登 用することとしている。(総務市民局・人事 課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 「保育士に対する研修の義務化および参加状況の 管理を行うべきである。」

各保育所の所長が研修実績・研修計画を作成 して、計画的に受講させるようにしている。 (子ども家庭局・保育課)

いて(平成20年度)

「北九州市営住宅入居申込書の記載項目に「希望」 階」を設けることで、希望に沿わないあっせんによ│減するなどの措置をとっている。(建築都市 る申請者の辞退の減少が期待できる。」

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ「「希望階」の追加は難しいが、平成22年6 月募集から新たに前回募集時の高倍率、低倍 率の団地を具体的に明示し、申込の偏りを軽 局・住宅管理課)

2 外部監査人の指摘等に従い、又は趣旨を踏まえ是正改善措置が進められているもの(32件)

(指摘)及び (意見)の内容

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ

「高額所得者に対して明渡請求を行っても、これに応じず損害賠償金を支払って使用を続けているケースがある。これらの高額所得者に対して、市は、顧問弁護士等から適切なリーガル・オピニオンを得て対応マニュアルを作成などした上で、個別に明渡訴訟提起の可否を検討し適宜対応すべきである。」

措置の状況

他都市の明渡請求事例、訴訟事例を参考に し、「収入超過者、高額所得者に関する取扱 要領」を作成中で、(案)が出来次第、顧問 弁護士への相談、決裁を受け平成22年度中 に施行する予定である。(建築都市局・住宅 管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ 平成21年度にチェック体制の試行、平成2 いて(平成20年度) 2年度から管理部門、工事部門別にチェック

「指定管理者が提出した複数の報告書の間には不整合が見られるが、住宅管理課ではこれを把握していなかった。指定管理者から提出を受けた報告書については、その内容の正確性を適宜検証すべきである。」

平成21年度にチェック体制の試行、平成22年度から管理部門、工事部門別にチェック体制を整えると共に、チェックが容易にできるよう報告書全般に関し、見直しを行うこととしている。(建築都市局・住宅管理課)

病院事業(平成15年度)

いて(平成20年度)

「北九州市立病院使用料及び手数料滞納整理事務 処理要綱に、督促状の発送期日等の明確な規定がな いため、滞納整理事務について統一した対応を強化 する必要がある。」

未収金回収を強化するため、未収金台帳の取扱いを各病院に通知し、督促時期を明確にするなどの改善を図り、さらに総括的なマニュアルも作成中である。(病院局・業務課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「(社福)北九州福祉事業団に対し、市は退職給与引当金の設定について指導する必要がある。」

平成22年度以降の市財政援助からの自立に向け、現在、経営改善計画を実施しており、 退職給与引当金の必要額11.2億円のうち、平成21年度(自立前)までに8.5億円、平成22年度以降に2.7億円を積み立てることにしている。(保健福祉局・総務課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「保育所の適正配置に向けた取組みを推進する必 要がある。」

平成22年2月に「元気発進!子どもプラ ン」を策定し、保育所が不足する地域につい て入所定員の拡大を図るとともに、直営保育 所 5 施設の再編・民営化を進め、保育所運営 の更なる効率化と、地域の需要に応じた保育 所の適正配置に取り組んでいる。(子ども家 庭局・保育課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「道路台帳作成業務について、特定の業者に業務 を委託せざるを得ない状況であり、市独自で行う か、委託するにしても競争入札が行える状況に改善 する必要がある。」

平成21年度までにおいて、数量算定システ ムが概ね完成し、道路台帳調書の出力が可能 となったため、平成23年度から、一部業務 の競争入札移行を予定している。(建設局・ 管理課)

職員厚生会(平成17年度)

「職員厚生会について、「一般経理」・「互助経 理」・「収益経理」の3経理の共通費の配分は、業一 務の実態に即して行うよう見直されたい」

平成23年度は、仕事量に応じて共通費用の 按分を行うこととしている。(総務市民局・ 福利課)

下水道事業について(平成17年度)

「資産プレート番号と固定資産台帳の登録番号が「 一致していないものや、固定資産台帳の除却処理も れについて改善されたい。」

平成21年度に関係課担当者を対象に研修会 を開催し、「下水道資産備品の除却処理等」 について周知を図っており、備品シールは、 新システムデータを活用して作成し、平成2 2年度中に貼付し除却もれを防ぐこととして いる。(建設局・保全課)

港湾事業について(平成18年度)

「現時点で全ての分譲土地が売却できたとして | 会計内での経営努力に加え、 一般会計が所 も、臨海土地造成事業の市債の全てを償還すること が出来ない状況となっており、一般会計からの資金 投入を行うことによって、市債を早期に償還し、利 息負担を軽減することができる。」

分譲地の売却促進や集貨、創貨の推進など、 管する廃棄物処分場を特別会計に無償所属替 すること、 緑地など特別会計が所有してい る公共用地を一般会計に有償で所属替するこ となど、一般会計からの支援も含めた経営健 全化策を平成23年度から実施することとし ている。(港湾空港局・立地促進課、計画 課)

港湾事業について(平成18年度)

「耐震構造の対策について、早めに専門業者によ る調査を実施する必要がある。」

平成21年度より3ヵ年計画で現況調査・分 析を行い、維持管理計画策定に着手してお り、その策定事業の中で、港湾施設の規模や 構造、重要度を勘案し、耐震化を含めた改良 や補修計画を定めることとしている。(港湾 空港局・港営課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「更なる公立直営保育所の民営化を推し進めるべー きである。」

直営保育所の再編・民営化と機能強化につい て、「元気発進!子どもプラン」に基づく取 組みを実施している。(子ども家庭局・保育 課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「給食調理業務について、早期に全ての公立直営 保育所で委託化されるように積極的に推進していく べきである。」

「元気発進!子どもプラン」に基づき、調理 員が2名欠員になった時点で民間委託化を実 施していくこととしている。(子ども家庭 局・保育課)

貸付金について(平成11年度)

「母子及び寡婦福祉資金貸付金について、年度末 残高を集計するシステムに改修することが検討課題 である。」

平成22年度にシステム内容を検討、平成2 3年度にシステム提案、平成24年度にシス テムを再構築し、平成25年度のからの稼動 を予定している。(子ども家庭局・子育て支 援課)

貸付金について(平成11年度)

「生活改善等資金貸付は、債権の回収可能性に問 題がある。」

戸籍の附票を取り寄せる等の方法で追跡調査 を行い、債権の回収に努めている。(保健福 祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「市文化振興事業に関する業務の委託契約につい」が予想されるため担当分離はできないが、委 て、不正防止や予定価格の積算に対する検証機能を 強化するために、設計金額積算を行う担当と、予定 価格設定や契約事務の担当を分けることを検討して はどうか。」

人員配置等により経済的に非効率になること 託業務起案の際に文化企画係長に合議するこ とで、妥当性、経済性をチェックし、内部で 相互牽制が図られる仕組みに改善している。 (企画文化局・文化振興課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「民間保育所運営費指導監査について、指導監査 の人員配置や実施日数の見直し等の検討が必要であ る。」

保育所の指導監査に係る人員の増員等を含む 経費増を実施することは困難であるが、調書 の事前チェック等を行い、十分な事前準備を した上で当日の監査に臨むことなどにより、 効率的・効果的な指導監査の実施に努めてい る。(保健福祉局・監査指導課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「保育所に対する指導監査について、監査時間の 増加を考えるべきである。」

本市の財政状況等を勘案すると、指導監査に 係る人員等を含む経費増を図ることは困難で あるが、調書の事前チェック等を行い、十分 な事前準備をした上で当日の監査に臨むこと などにより、効率的・効果的な指導監査の実 施に努めている。(保健福祉局・監査指導 課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「緊急の道路清掃、側溝浚渫、除草等の一般維持 業務について、契約関係書類が事跡にファイルされ ていないのは、写真を中心とする書類の多さにも原 因があると思われるため、履行確認用写真の保管方 法に工夫の余地がある。」

写真管理基準に基づく適切な管理に努めると ともに、不要な書類は添付させないよう周知 している。(建設局・道路維持課)

補助金等について(平成13年度)

九州市観光協会を通して団体に交付する間接補助と せず、直接補助により、必要性及び効果の把握を直 接的に行った方が妥当と考える。」

現在の交付方法は、補助金を受け取る団体の 「北九州市内祭・行事補助金に関して、(社)北|負担や市の事務作業が軽減されるなど、効率 的な方法であるため変更しないが、補助金の 金額の算定自体を協会にゆだねている現状 は、市としての関与が不十分であるとして、 補助基準を明確にした市の要綱を、平成22 年度中に作成することとしている。(産業経 済局・観光・コンベンション課)

補助金等について(平成13年度)

「保育事業に関する、多制度に亘る個々の補助金 | 難、 の効果を定量化して結合させ、他の政令市との比較 といった測定方法を構築し、交付金額等の検討材料 とすることが望まれる。」

各政令市の保育事情が異なり単純比較が困 国が定める運営費に内訳が明示されて いない、 保育の質という観点から定量的な 検証がなじまないことから、比較検討は非常 に難しいが、補助金の適正性や妥当性につい ては今後も随時検証を行い、必要な見直しを 行っていくこととしている。(子ども家庭 局・保育課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「自治総連合会の事務局について、委託側と受託 側の職員の重複・兼務は避ける必要がある。」

契約の締結等に当たっては、自治総連合会の総会の議決又は会長の承認を得る仕組みであり、資金管理は役員による会計監査を実施するなど、市と自治総連合会事務局の事務に係る意思決定は明確に区分しており、引き続き疑義の生じることがないよう適正な事務処理に努めるようにしている。(総務市民局・地域振興課)

職員厚生会(平成17年度)

「貸付事業について、「北九州市職員厚生会規約」の臨時の支出に対する貸付と言い切れない貸付事由もあり、整理した上で、縮小する必要がある。」

貸付に当たり、規程に明示していない事由の 貸付申請に対しては、予定外の出費に対応す るものなのか審査の上、貸付を行っており、 臨時の支出と言えない貸付は行っていない。 (総務市民局・福利課)

下水道事業について(平成17年度)

「旅費について、経費削減よりも、失われる労働 の成果が大きいと考えられる場合には、在来線では なく、新幹線利用を許可することも考慮されるべき である。」

用務の都合等やむを得ない場合は、新幹線の 利用を認めており、その運用に当たっては、 その時の内容から判断して必要であれば許可 している。(総務市民局・給与課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 民間保育所運営補助金(一般生活費)について 民間保育所運営補助金(光熱水費)について 民間保育所運営補助金の積算根拠

「民間保育所運営補助金について、具体的な積算根拠のない一般生活費、光熱水費及びその他の運営補助金について、廃止又は金額を変更すべきものについては変更されたい。」

民間保育所への補助により、市内の全認可保育所において国の最低基準を上回る程度の良質の保育が実施できているものと考えているが、補助金の妥当性等については随時検証を行い必要な見直しを行っていくこととしている。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 「正規職員より臨時職員が多く配置されている民間認可保育所に対する指導が必要と思われる。」

児童福祉施設最低基準に定めがなく、指導対象として適当ではないが、保育の質の確保については、一般指導監査で、苦情解決の取組みやサービスの自己評価体制等に関するチェック体制を取ることとしている。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「保育に欠ける児童で、認可外保育施設を利用せ ざるを得ない利用者については、補助金等の対策を 検討すべきと考える。」

保育に欠ける児童は認可保育所で保育することを基本とし保育所の整備、充実に努めており、認可外保育施設に対する新たな補助金等の創設は現段階では想定していないが、児童福祉の観点から、専属の保育指導専門員の配置によるきめ細かな指導、健康診断費用の助成及び研修代替職員の助成については、継続して実施していくこととしている。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「起案文書の決裁年月日の記載者について、決裁年月日を記載するのは決裁者ではなく起案者となっているが、決裁者が年月日を記載することについて検討されたい。」

りん議制度においての意思の決定とは、決裁者の意思決定というよりも組織としての意思の決定であるため、北九州市文書管理規則においては、起案文書が決裁され起案者に返付された日付を「決裁年月日」としている。 (総務市民局・文書課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度) 牛乳の競争入札を行い一括購入業者を選定 賄い材料の競争入札を行い一括購入業者を選定 「公立直営保育所が購入する牛乳などの賄い材料に ついて、競争入札を行い、一括購入業者を選定し

施設数も一人当たりの消費量も極めて少ないうえ、アレルギー対応のために食材を少量発注することが多く、一括購入ではきめ細やかな対応が困難であるため、価格調査等を実施し、適正な納品価格の管理を行っていくこととしている。(子ども家庭局・保育課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

て、その業者から購入するようにされたい。」

「未申告率低減のための方策について、年金以外 に収入のない高齢世帯の場合、事前に入居者による 承諾書を徴求した上で、住宅管理課で直接入手した 課税情報に基づき記入した収入申告書に入居者の押 印を得る、といった簡便な方法を検討すべきであ る。」

高齢者等の未申告者への申告率アップ、負担 軽減に対しては、ふれあい巡回員の活用だけ でなく、他都市の状況を注視しながら今後も 方策について検討していくこととしている。 (建築都市局・住宅管理課)

3 外部監査人の意見に従い、又は趣旨を踏まえ是正改善措置の検討が進められているもの(17件)

(意見)の内容	措置の状況
「保育事業の運営管理」について	全ての臨時職員・嘱託職員に研修を受講させ
(平成19年度)	ることが望ましいと考えるが、受講にあたり
「公立直営保育所の臨時職員や非常勤嘱託職員に	条件整備や研修施設の受け入れ能力、新たな
ついても研修に参加するように求められたい。」	経費負担などの課題を整理する必要があり、
	次年度からの実施を検討中である。(子ども
	家庭局・保育課)
下水道事業について(平成17年度)	現在、高度処理基本方針の中で、未利用地の
「未利用土地を今後どのように利用するかについ	活用について、具体的な計画を策定中であ
て、早急に検討すべきで、全市的な立場から積極的	る。(建設局・計画課)
に有効利用を模索されたい。」	
下水道事業について(平成17年度)	平成22年2月に策定した「北九州市下水道
「休止施設については、早期に具体的な再使用計	ビジョン」では、新エネルギーの活用につい
画を作成し、早期に再使用されたい。」(建設・水	て、既存汚泥処理施設を使って生ゴミ等地域
環境)	のバイオマスから消化ガスを発生させること
「休止施設のうち使用の見込みがないと判断され	など、資源・エネルギーの循環・再生に向
た場合、会計上、廃棄処理を行うことによって、下	け、総合的な取組みを進めたいと考えてお
水道事業の財務諸表が財政状態および経営成績を適	り、その具体策については、技術開発動向や
正に示すように図られたい。」	休止施設の再利用の優位性等を総合的に勘案
	しつつ、平成22年度末を目途に定め、その
	後、順次必要な整備を進めていく予定であ
	る。
	これらの検討を具体的に行った後、使用見込
	みが無いと判断したものについて、早期に除
	却手続きを進めていくこととしている。 (建
	設局・下水道経営課、水環境課)
港湾事業について(平成18年度)	新門司マリーナの利用者の増加を図るため、
「新門司マリーナ施設について、北九州市が公益	案内看板の設置や草刈り等による適切な環境
性の観点から今後とも必要と考えるならば、クラブ	整備に努めるなど、側面から支援するととも
ハウスの取得等、北九州市の抜本的な対策が必要で	に、同マリーナの運営のあり方についても、
ある。」	引き続き検討していくこととしている。(港
	湾空港局・港営課)

港湾関連団体(平成18年度)

「北九州埠頭株式会社の常勤役員の員数を減らすべきである。」(港湾空港・港営)

「会社の実態に合うような会社独自の規則の整備 をすることを検討すべきである。」

平成23年度に常勤役員1名を非常勤化する 予定であり、規則については、プロパー社員 も少なく、大半が市から決められた賃金の嘱 託社員で運営されている会社であり、現行規 則を継続することとしている。(港湾空港 局・港営課)

港湾事業について(平成18年度)

「業務委託に係る人件費の積算について、北九州 市と同じ賞与を積算する必要はなく、複数の業者に 相見積もりをとるなどして、給与と賞与を含めた、 役職者別の標準単価を算定すべきである。」

標準的な人件費の指標として市の基準を用いたもので、標準単価については、多様な業務委託に対応する標準を類型化できるか等、十分な検討が必要と思われるため、コスト削減の努力をすべきという意見の趣旨に沿い、適正な予定価格積算に努めていくこととしている。(港湾空港局・港営課)

出資団体について(平成18年度)

「(財)西日本産業貿易コンベンション協会のメイン施設である西日本総合展示場本館の耐震調査を行うべきである。」

平成24年度を目途に建物現況調査、耐震診断の実施に向けた具体的方策を検討する予定である。(産業経済局・貿易振興課)

北九州市の「保育事業の運営管理」について(平成 福岡県の福祉サービス第三者評価事業に合わ 19年度) せ、今後の事業推進体制について福岡県と協

児童福祉施設等第三者評価事業について、

「評価体制の見直しが必要である。」(子ども・保育)

「第三者評価評価項目別結果票も公表すべきであ る。」 福岡県の福祉サービス第三者評価事業に合わせ、今後の事業推進体制について福岡県と協議中である。また、その中で公表の在り方についても検討を予定している。(子ども家庭局・保育課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ 文書、電話催告、戸別訪問など申告指導を強いて(平成20年度) 化し、平成21年度は前年度より約200件

「繰り返し未申告者となる世帯について、合理的 な分析を行い、対策をとる必要がある。」

文書、電話催告、戸別訪問など申告指導を強化し、平成21年度は前年度より約200件減少の560件の未申告者であったが、引き続き原因分析のうえ申告率アップにつながるような方策を検討していくようにしている。 (建築都市局・住宅管理課) 市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ 平成21年度に、制度の変更について周知をいて(平成20年度) 行った。現在、意見を踏まえ、適切な対応に

「公営住宅法施行令の改定に伴う高額所得者増加 について、収入基準の段階的引下げにより、5年間 で約400世帯が新たに高額所得者に該当すること となるが、事前の詳細なアナウンス等に十分留意し て対応することが望まれる。」

平成21年度に、制度の変更について周知を 行った。現在、意見を踏まえ、適切な対応に ついて検討している。(建築都市局・住宅管 理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「北九州市営住宅使用料等不納欠損処理基準は、 時効期間満了をもって不納欠損処理を行う基準であ るが、時効期間に縛られず実質的な経済価値の消滅 の事実に基づき適時に不納欠損処理できるよう、基 準の改定や弾力的運用の工夫などを検討することが 望ましい。」 時効完成以外の事由による債権放棄は公平性の観点から一定の判断基準が必要であり、債権放棄は議会の承認事項であるため、他自治体の動向も踏まえ、慎重に検討している。 (建築都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「現行の北九州市営住宅使用料等不納欠損処理基準を前提とした場合も、時効期間満了の判断につき誤った運用や判断のばらつきがあるため、適正に運用できるよう整理が必要である。」また、「明渡判決後退去日までに発生する損害賠償金については、不法行為に基づく請求権であるから、時効期間は3年である。」

平成20年度不納欠損処理について、適切な 運用ができるよう整理するとともに確認を行った。明渡判決後退去日までに発生する損害 賠償金の時効期間については、他都市の状況 を注視しながら検討していくこととしてい る。(建築都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務について(平成20年度)

「ふれあい巡回業務をより有効活用するため、いっそうの拡充が必要である。」

予算の許す範囲で、ふれあい巡回事業の拡充 に努めていく予定である。(建築都市局・住 宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務につ いて(平成20年度)

「駐車場の使用料の収入未済額については、過去 に一度も不納欠損処理を行っていないが、適宜これ を行う必要がある。」(建都・住宅管理)

滞納4ヶ月で駐車場閉鎖措置を行い、3ヶ月 分は保証金を充当しており、滞納額は低額で ある。住宅使用料の不納欠損処理基準には該 当しないため、新たな基準を研究、検討中で ある。(建築都市局・住宅管理課)

4 現状どおり実施していくが、社会情勢の変化や国の動向等を勘案しながら、 今後、是正改善措置を検討していくこととしているもの(33件)

(指摘)及び (意見)の内容

措置の状況

港湾事業について(平成18年度)

「西海岸上屋7号は、天井に穴が開いており雨漏りがしている状況にある。「地方財政法」第8条においては財産の適切な維持管理義務が規定されており、現状では、「地方財政法」第8条違反となっている。」

西海岸7号上屋は、港湾空港局の用具保管場所として活用している。

保管場所として活用されている現状では、本格的 な施設整備は必要ではないと判断している。

当該上屋については、業界より使用の要望があった時点で本格的な施設整備を検討したい。(港湾空港局・港湾事務所)

貸付金について(平成11年度)

「(社)北九州総合労働会館貸付金の長期的回収方針を明らかにすべきである。」

(社)北九州総合労働会館の経営状況を勘案して 貸付金の是非を決定していくこととしている。 (産業経済局・雇用開発課)

貸付金について(平成11年度)

「平成4年度から融資実績のない北九州市沿岸 漁業振興資金融資制度の見直しが必要である。」 制度の見直し

平成12年に台風により被災した施設の復旧資金として漁業協同組合への融資を実施しており、今後も、天災資金など緊急的な融資を実施するため、現時点では、継続する必要があると判断している。(産業経済局・水産課)

補助金等について(平成13年度)

「筑前海漁業振興対策特別事業補助金に関して、組合員からの収入である指導事業賦課金で、補助対象の種苗放流事業を含む指導事業支出がほぼ賄えていることから、補助率等の見直しも考えられる。」

種苗放流事業は、水産振興と水産物の安定供給を目的として補助しており、漁協の経営状況とは切り離して考えていること等から、現時点では、現状どおり実施していくこととしている。(産業経済局・水産課)

港湾事業について(平成18年度)

「新門司マリーナ施設使用料の減免率について、売上高の減少金額に売上粗利益率を乗じた金額を限度に決定すべきである。」

新門司マリーナの経営状況は、現行の減免率適用 後も船舶の艇置契約隻数の減少等により、依然と して赤字基調であるため、収益のあげられる施設 については減免率を当面50%とし、会社の経営 状況を注視しながら、減免率について検討してい くこととしている。(港湾空港局・港営課)

港湾事業について(平成18年度)

「社団法人北九州港振興協会が、北九州市からの駐車場用地の使用許可・貸付で得られる駐車場収入により、自由に使える資金を得られるということは、支出の透明性の確保という観点からは、望ましいとは言えない。」

社団法人北九州港振興協会は、事業活動の主な財源を、会費収入以外に港湾空港局所管の土地を利用した駐車場事業収入に頼っているが、今後、外部監査人の意見も踏まえ、行政財産の使用許可・貸付の在り方など、市としてどのような対応ができるか検討していくこととしている。(港湾空港局・総務経営課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「社会福祉法人北九州市福祉事業団の規模を考慮すると、法人運営の透明性確保のためには、公認会計士等の外部監査を受けるべきである。」

自立体制の確立に目処が付いた時点で、速やかに 外部監査の導入について検討するよう指導してい くこととしている。(保健福祉局・総務課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年 土地の貸付は公立保育所の民営化に関する法人支度) 援策として実施しており、民営化の円滑な進捗を

「民間認可保育所に対する土地の貸付料については、固定資産税評価額などの合理的な基準を用いることについて考慮されたい。」

土地の貸付は公立保育所の民営化に関する法人支援策として実施しており、民営化の円滑な進捗を図るため、現時点では、貸付料については現行どおり継続することとしている。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「公立直営保育所の臨時職員および非常勤嘱託 職員の国民の祝日における報酬について、勤務日 とみなして加算するのではなく、実際に勤務した 日数とその能力に応じた待遇に改めるべきであ る。」 比較的長期に雇用される嘱託員等に対し、正規職員の給与制度とのバランスを考慮して制度化したものであり、現時点では、現行どおりとしたい。 (総務市民局・給与課)

上水道事業会計について(平成11年度)

「水道局の勤続期間分の退職給与金の支払分を 水道局費用へ計上する方法を検討する必要があ る。」

会計上認められているものであり、現時点では、 現状の処理方法を取っていく。(水道局・総務 課)

上水道事業会計について(平成11年度)

「企業債利息の経過利息の計上が望ましい。」

会計上認められているものであり、現時点では、 現状の処理方法を取っていく。(水道局・経営企 画課)

下水道事業について(平成17年度)

「発生主義に基づく企業債の未払利息の計上をされたい。」

「経理の手引」(地方公営企業制度研究会編)では、「毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合には、損益計算に大きな影響を与えるものではないので、その経過期間によってその年度に属する額を割り振ることをせず、実際に利息の支払を行った額をその年度の費用として経理することも差し支えない。」としていることから、また、継続性の観点からも、現時点では、現行の会計処理方法を取っていく。(建設局・下水道経営課)

上水道事業会計について(平成11年度)

「有形固定資産について使用開始年度から減価償却することを検討する必要がある。」

会計上認められているものであり、現時点では、 現状の処理方法を取っていく。(水道局・経営企 画課)

病院事業(平成15年度)

「減価償却の開始時期について、取得した年から月割償却すべきである。」

原則は資産を取得した翌年度から行うものである ことから、現時点では、この原則に沿って処理し ていく。(病院局・総務課)

下水道事業について(平成17年度)

「有形固定資産については、取得時(供用時)より減価償却を開始されたい。」

地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施 についての依命通達で、翌年からの減価償却が原 則となっているため、現時点では、原則どおり実 施していく。(建設局・下水道経営課)

上水道事業会計について(平成11年度)

「退職給与引当金の設定が必要である。」

現在、総務省により引当金制度についての見直しが進められており、総務省からの方針が示された時点で、その見直しの内容を踏まえて設定する予定である。(水道局・経営企画課)

病院事業(平成15年度)

「退職給付引当金を計上することを検討すべきである。」

平成21年12月に取りまとめられた、「地方公営企業会計制度等研究会報告書」では、退職給付引当てを義務化することが適当であるとしていることから、今後の法改正等の動向を見極めていく。(病院局・経理課)

下水道事業について(平成17年度)

「退職給与引当金を設定されたい。」

平成21年12月に地方公営企業会計制度等研究会(総務省主催)がまとめた報告書によると、「退職給与引当金の引当てを義務化」となっており、これを受け、総務省による見直しが行われているところであり、今後、国の動向を踏まえ対応していく。(建設局・下水道経営課)

補助金等について(平成13年度)

「心身障害児者扶養共済特別調整費負担金は、 債務負担行為に準じるものとしての認識と、一般 企業会計における年金数理計算を基礎とした退職 給付会計の開示方法に準じた開示方法の検討が必 要である。」 特別調整費の納付については、毎年度の福祉医療機構からの通知に基づき予算を計上し、議会の承認を得て納付している。債務負担としての開示については、地方公共団体の会計は単年度主義であり、一般企業会計とは異なる会計方式であることから、現時点では、対応することは困難である。(保健福祉局・障害福祉課)

環境施策に関する事務の執行について(平成14 年度)

「ごみ収集運搬業務契約に関して、特命理由 は、具体的かつ客観性をもった説明をすべきである。」

「特命でない随意契約や指名競争入札といった 新たな業者選定の方法を検討すべきである。」 特命理由については一部修正し、入札の導入については、競争入札を実施している他都市の状況などを踏まえ、特命随意契約、競争入札のメリット、デメリット等を総合的に分析、勘案しながら、慎重に検討していくこととしている。また、市民生活への影響が少ないと思われる、収集、清掃業務については、順次、入札を導入していくこととしている。(環境局・業務課)

環境施策に関する事務の執行について(平成14 年度)

「廃棄物発電特別会計に係る費用は、原価から 除外することを検討すべきである。」「管理部門 原価の配賦方法は、人員比を基準に実施するべき である。」 現在求められている施策に要する経費が適正に反映されないこと、他都市との原価の比較が困難になること等が懸念されるため、ごみ処理経費として算入するべきであると考えており、今後、国・他都市の取扱い動向を見ながら、適宜対応していくこととしている。また、管理部門原価の配賦方法は、国が平成19年6月に示した「一般廃棄物会計基準」に準拠した改定作業を、本年度に実施する予定である。(環境局・計画課)

環境施策に関する事務の執行について(平成14 年度)

「環境債について、年度末市債残高は、出納整 局・財政課) 理期間中の起債及び償還も加味して、年度末の残 高を算出するため、公債台帳を単純に合計して も、年度末の市債残高にはならない。」

国の法制度上の問題であり、国による法改正が実 現すれば、そのように対応していきたい。(財政

下水道事業について(平成17年度)

「修繕引当金を設定されたい。」

「企業会計原則注解」及び「地方公営企業法及び 同法施行に関する命令の実施についての依命通 達」ともに「できる」規定であるため、現時点で は、計上しない。(建設局・下水道経営課)

下水道事業について(平成17年度)

「薬品在庫について資産計上されていないた め、年度末における薬品在庫を計上されたい。」

企業会計原則注解の「重要性の原則の適用につい て」で、「消耗品、消耗工具器具備品その他の貯 蔵品等のうち、重要性の乏しいものについては、 その買入時又は払出時に費用として処理する方法 を採用することができる。」とあり、ユニットプ ライス制への移行からも、薬品在庫についての金 額面での重要性は薄く、現時点では、必ずしも資 産計上することはないと考えている。(建設局・ 下水道経営課、水質管理課、東部西部浄化センタ **-**)

下水道事業について(平成17年度)

「旅費の日当について、廃止も含めて見直しを 検討されたい。」

国家公務員や他の政令市における旅費制度や、現 在の出張形態等を考慮した場合、現時点では、現 行の旅費制度は妥当であると考えている。(総務 市民局・給与課)

出資団体について(平成18年度)

「(財)北九州市芸術文化振興財団には、公益 法人の設立趣旨からも評議員及び評議員会の設置 が望ましい。」

新公益法人制度の組織体制の整備を行う中で対応 していきたい。(企画文化局・文化振興課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年 │児童福祉法では「届出対象外施設」については公 度)

「届出対象外施設である「小規模保育施設」や 「事業所内保育施設」等についても公表すべきと 考える。」

表の対象とされていないため、現時点では、公表 の予定はない。(子ども家庭局・保育課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年 度)

「施設長は、嘱託者が就任すべきではない。」 「基本財産の賃貸借契約について解除の指導を 行うべきである。」

施設長の資格について、法令等でも正規・嘱託の 別は問われておらず、指摘の施設長は全て保育所 長経験者であること、基本財産の賃貸借について は所轄庁の承認を得ていること等から、現時点で は、対応する必要はないと考える。(保健福祉 局・監査指導課)

「保育事業の運営管理」について(平成19年度)

「職員の出張宿泊料の定額精算について、定額 を実費精算の上限とし、全ての費用について領収 書の入手を義務付けられたい。」

国が民間の実態を踏まえた標準的な額として定めた額に準じて本市も定めているものであり、現時点では、領収書の入手を義務付ける必要はないと考える。(総務市民局・給与課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務に ついて(平成20年度)

「入居の使用権の承継について、北九州市の場合、6親等以内の同居親族としたままであるため、これを適宜狭めるなどして、承継を限定することが必要である。」

窓口対応において、原則的に3親等以内である旨 説得してきており、3親等以外からの申請も減少 しているが、適用している政令市は3都市程度 (平成22年7月調査結果)であり、適用には慎 重な都市が多いのが現状である。今後、他都市の 状況を注視しながら承継基準を検討していく考え である。(建築都市局・住宅管理課)

市営住宅事業及び市が出資する団体の財務事務に ついて(平成20年度)

「債権を回収可能性の良否で数段階にランク分けし、ランクごとに過去の実績から回収不能率を 精緻に見込む管理方法が有効ではないかと考え る。」

新地方公会計制度導入に伴う本市の方針等を踏ま えて検討していくこととしている。(建築都市 局・住宅管理課)

5 見直しをすべきにもかかわらず是正改善措置が進んでいないもの(4件)

(指摘)及び (意見)の内容

補助金等について(平成13年度)

「公民館類似施設運営等補助金は、「補助対象 経費の2分の1以内で予算の範囲内で定める金額」と規定されている。しかし、補助対象経費の2分の1以内であっても公民館類似施設等ごとにその比率は相違し、算定方法が明確でない。補助金額の算定方法を検証できるように事跡として残し、その透明性を図る必要がある。」

措置の状況

包括外部監査指摘以降、公民館類似施設運営等補助金の算出基準の見直しについては、(一定の指標を用いた配分方法やそれに伴う、地域の影響、事務量など)様々な視点から、各区のまちづくり推進課と協議を行ってきた。

しかし、いずれの方法でも、大幅に補助金が削減 される館が発生するなど地域に大きな痛みを伴う ことなどから困難である。(教育委員会・生涯学 習課)

委託料にかかる事務の執行(平成16年度)

「福祉医療業務は、委託金額が実績に応じた金額ではなく、その総額も固定化されている。さらに当初からの委託の経緯なども含めて判断すると、本業務は単純な委託業務というよりも、公益的な目的で各病院や医院に負担を強いている部分に対する市からの負担金や補助金としての一面がうかがえる。本業務の開始から、既に四半世紀が経過していることもあり、現在の医療福祉を取り巻く状況を改めて勘案し、市の政策を前提として本業務の目的を明確にする必要がある。その上で、本業務のあり方について、抜本的に見直すべき時期に来ていると考える。市の政策を前提として本業務の目的を明確にした上で、本業務のあり方について、抜本的に見直すべき時期に来ていると考える。」

福祉医療においては現物給付方式を採用しているが、市民負担の軽減という観点から、今後も同方式を維持する必要がある。また、現物給付方式の実施にあたっては、三師会の協力が不可欠であり、診療報酬明細書の作成事務に対しては、今後も対価を支払う必要がある。

これらを明確にするために、本件委託業務については、契約書に委託業務の目的を明記する。(子ども家庭局・子育て支援課)

下水道事業について(平成17年度)

「滞納者に対して滞納金の支払いを動機付ける ため、加えて納付期限までに使用料を支払った使 用者との公平性を図るためにも、延滞期間に応じ て課せられる延滞金や遅延損害金等の賦課制度の 導入を図られたい。」 延滞金が発生するケースは使用料自体の回収の困難な場合が多く、そのうえ延滞金を回収することはさらに困難な状況である。

また延滞金を徴収するためには、水道局および建設局のシステム変更を行う必要があり、多額な開発費用が発生するうえ、徴収にかかる人件費などの事務的負担も大きく、種々の解決すべき問題がある。しかしながら債権回収の適正な管理は重要な問題と考えており、今後とも、他都市の状況を踏まえ、水道局など関係部局とも協議しながら、延滞金徴収の方向性について引き続き検討していきたい。(建設局・下水道経営課)

出資団体について(平成18年度)

「(財)北九州市都市整備公社は、折尾駅前再開発ビルの賃貸借契約において、北九州市からの要請により、区分所有者と区分使用者それぞれと賃貸借契約を結ぶ形で契約関係の当事者となっているが、同公社が新契約関係から離れることができるよう北九州市が関係者に働きかけるべきである。」

公社の敷金関与の状況改善に向けて慎重に協議を 進めているところである。(建設局・総務課)

第6 監査の結果

今回テーマとした「包括外部監査のフォローアップについて」は、おおむね 適切な対応がなされていたが、見直しをすべきにもかかわらず是正改善措置が 進んでいないと評価したものについて、以下のとおり、適切な措置を講じられ たい。

- 1 規程等の遵守について
- (1)下水道使用料の滞納延滞金

建設局下水道経営課:「下水道事業について」(平成 17 年度)

下水道使用料の延滞金については、地方自治法第231条の3第2項に

「督促をした場合においては、条例の定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」と規定しており、本市は、北九州市税外歳入の督促及び延滞金条例第3条第1項で「税外歳入の督促をした場合においては、 ~略 ~ 延滞金を徴収する。」と規定しているため、必ず徴収しなければならないものであるが、滞納延滞金が課されていない。

回収自体が困難な債権について、延滞金まで徴収することは、さらに困難であることや、延滞金を計算するシステム開発に相当な費用がかかること等の課題があるが、公平性、公正性の観点から、規定を遵守すべきである。

2 制度の見直しについて

(1)北九州市公民館類似施設等運営費等補助金

教育委員会生涯学習課:「補助金等について」(平成 13 年度)

一般社団法人又は一般財団法人が設置する公民館や町内会等の地域住民が 設置する公民館を公民館類似施設等としている。市はその運営等に対して、 地域住民等が社会教育の組織的活動に資することを目的として、予算の範囲 内において、補助対象経費の2分の1を限度に補助金を交付しているが、補助金交付の客観的基準はない。

平成21年度は、市内203館の公民館類似施設等に運営費補助金が交付されている。平成21年度の公民館類似施設等運営費補助金の交付状況を、補助対象経費に占める補助金額の率でみてみると、最大の施設は50%(制度上の上限)最少の施設は7%と、乖離が大きい実態があるが、客観的基準がないことがその原因ではないかと考えられる。

補助金の算定に当たっては、客観基準を定め、行政運営の公正性や透明性の確保に努めるべきである。

3 事務改善について

(1)福祉医療業務委託

子ども家庭局子育て支援課:「委託料に関する事務の執行」(平成 16 年度)

福祉医療は、乳幼児等医療、ひとり親家庭等医療及び重度障害者医療について、市が医療費の自己負担分を助成する制度である。

この制度は、市民が福祉医療を受診した際、自己負担額を医療機関に支払 わずに、医療機関が市民に代わって医療費の請求を行う現物給付方式を採用 している。そのために、医療機関に課せられる福祉医療の診療報酬明細書作 成事務に対して、毎年、医師会等に、福祉医療業務委託料を支払うものであ る。 委託契約書に記載の業務内容は、福祉医療費診療報酬明細書の作成として おり、医師会等は、各医療機関等が作成した福祉医療の診療報酬明細書を取 りまとめ、県国民健康保険団体連合会に送付している。

委託料の算定に当たっては、福祉医療の診療報酬明細書作成業務に係る、 医療機関の医療従事者事務職給与額の一件当たりにかかる経費を算出し、実 績報告件数を乗じて積算している。

既に述べたとおり、福祉医療制度は、一旦医療機関で自己負担額を支払い、 後日、市に請求するという市民の負担を軽減するため、現物給付方式を採用 していることから、保険医療機関等に診療報酬明細書の作成及び請求業務が 生じることとなる。

当該業務に対し、市は現在、委託料として支払っているものであるが、業務の性格は、事務手続のための人的負担に対する対価というものであることから、支出科目として、本来市の業務を法人等に委託する際に支払う委託料は不適切である。

さらに、一件当たりにかかる経費の算定基礎は、現在、平成16年度実績の保険医療総件数に占める福祉医療総件数の割合等を基礎としているが、直近の実績により、一件当たりにかかる経費を算定すべきである。

(2)(財)北九州市都市整備公社の折尾駅前再開発ビルの敷金

建設局総務課:「北九州市の出資団体について」(平成 18 年度)

(財)北九州市都市整備公社が、折尾駅前再開発ビルの賃貸借契約において、 契約当事者でないにもかかわらず、敷金関係において区分所有者と区分使用 者の間に立たされており、リスクを負わせられている問題について、市は慎 重に協議を進めているとしているが、出来るだけ速やかな解決が望まれる。

そのためには、区分所有者及び区分使用者と継続的かつ粘り強い協議を進め、問題の解決を図られたい。

第7 むすび

包括外部監査は、監査委員監査と相互に補完することにより、市の監査機能の専門性、独立性を強化し、監査機能に対する市民の信頼性を高めようとするものであり、 相乗効果によって、監査の実効性が高まるものである。

そのため、今回の行政監査は、「包括外部監査のフォローアップについて」をテーマに、包括外部監査を補完する監査を実施した。

監査の結果から、平成11年度から平成20年度の全ての「指摘」「意見」に対する措置状況は、以下のとおりであり、「指摘」の99.1%、「意見」の90.2%

が「措置済」になるなど、おおむね適切な対応がなされている。

今回調査による措置状況

テーマ(数字は監査年度)	指摘及び意見 件数	措置済	未措置
平成9年度及び平成10年度の貸付金の貸	指摘 10 件	10	0
付け及び回収手続の合規性について	意見 21 件	19	2
北九州市水道局における上水道事業会計に	指摘 13 件	13	0
ついて	意見 13 件	9	4
公の施設の管理運営について	指摘 45 件	45	0
公の心故の官珪建昌にづけて	意見 34 件	34	0
補助金等について	指摘 36 件	35	1
補助並等に りいて	意見 37 件	35	2
一世代本年に関する東郊の私にについて	指摘 7件	7	0
環境施策に関する事務の執行について	意見 37 件	33	4
学術研究都市の施設整備及び管理運営にか	指摘 23 件	23	0
かる事務事業	意見 50件	50	0
病院事業	指摘 18 件	18	0
例\\(\pi\)	意見 29件	27	2
そご 料に関する事故の執行	指摘 128 件	128	0
委託料に関する事務の執行 	意見 67 件	66	1
ルカルナ聯号原作人について	指摘 5件	5	0
北九州市職員厚生会について 	意見 21 件	21	0
エル党事業について	指摘 6件	5	1
下水道事業について	意見 37 件	28	9
ルナルナの洪流声光について	指摘 6件	5	1
北九州市の港湾事業について	意見 30 件	26	4
*************************************	指摘 3件	3	0
北九州市の港湾事業の関連団体について	意見 12 件	10	2
*************************************	指摘 4件	4	0
北九州市の出資団体について	意見 34 件	31	3
北九州市の「保育事業の運営管理」につい	指摘 9件	9	0
τ	意見 65 件	55	10
市営住宅事業および市が出資する団体(北	指摘 8件	8	0
九州市住宅供給公社)の財務事務について	意見 34 件	26	8
	指摘	99.1%	0.9%
	321	318	3
△ =1	意見	90.2%	9.8%
合計	521	470	51
	計	93.6%	6.4%
	842	788	54

しかしながら、「第6 監査の結果」で述べたように、

規程等の遵守

制度の見直し

事務改善

について、是正改善の措置を要する事項が認められた。

これらの事項については、今後の定期監査においても確認していくこととしている。

所管課は、今回の行政監査で指摘をしていないものでも、対応予定や検討中である ものについては、出来るだけ速やかに措置を行われたい。また、現時点で対応が困難 なものについても、外部監査人の「指摘」や「意見」を尊重し、社会情勢の変化等を みながら、積極的に対応する方向で検討されたい。